

「庄内地域食の安全・安心推進連絡会議」設置要領

第1 趣旨

食品安全行政を的確に進めるためには、国民の健康の保護を最優先に取り組むことはもとより、「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」及び安心・信頼を確保するため「施策づくりへの国民の参画」が重要な課題となっています。

そのため、食の安全・安心業務の円滑な推進を図り、行政や生産者・事業者等の「食の安全に関する取り組みが、国民に「安心」、「信頼」として実感できるよう、消費者・生産者に正確な情報を積極的に提供し、意見交換に努め、地域の関係者の懸念や意見が施策に反映されるようリスクコミュニケーションを推進していく必要があります。

このことから、「庄内地域食の安全・安心推進連絡会議」(以下「連絡会議」と言う。)を設置し、地域情報の受発信に努めることとします。

第2 構成

(1) 連絡会議は、消費関係者、生産関係者、食品産業関係者、保健衛生・栄養・教育関係者、有識者及び行政機関の担当者をもって構成します。

なお、構成員(委員)は必要に応じ追加することができることとします。

(2) 連絡会議の議長は、主催者である山形農政事務所地域第一課長が努め、事務局を山形農政事務所地域第一課(酒田庁舎)消費経済係に置くこととします。

(3) 連絡会議は、必要に応じ専門部会を設け、分野別協議を行うこととします。

第3 連絡会議の運営

連絡会議は、情報提供及び関係団体・機関等における「取り組み状況」「今後の具体的取り組み」等の意見交換を行う場として年複数回の開催とします。

また、構成団体等からの要望に基づき専門部会を開催し分野別協議を行うことができることとします。

第4 取り組み内容

(1) 食の安全・安心に関する施策の普及啓発に関する取り組み。

(2) 食の安全・安心に係る情報の収集・提供に関する取り組み。

(3) 食のリスク情報の的確な受発信に関する取り組み。

(4) その他「食」に関する取り組み。

附則 この連絡会議は、平成16年11月25日をもって発足します。